

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 4 年 4 月 1 日 から

5 年 間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで

青 森 県

目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
①	指定に関する中長期的な方針	1
②	指定区分ごとの方針	1
1)	森林鳥獣生息地の保護区	1
2)	大規模生息地の保護区	1
3)	集団渡来地の保護区	2
4)	集団繁殖地の保護区	2
5)	希少鳥獣生息地の保護区	2
6)	生息地回廊の保護区	2
7)	身近な鳥獣生息地の保護区	2
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	4
(1)	方針	4
①	指定に関する中長期的な方針	4
②	指定区分ごとの方針	4
(2)	特別保護地区指定計画	5
3	休猟区の指定	6
(1)	方針	6
(2)	休猟区指定計画	6
4	鳥獣保護区の整備等	9
(1)	方針	9
(2)	整備計画	9
①	管理施設の設置	9
②	利用施設の整備	9
③	調査、巡視等の計画	9
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	10
1	鳥獣の人工増殖	10
(1)	方針	10
(2)	人工増殖計画	10
2	放鳥獣	10
(1)	方針	10
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	10

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	1 2
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	1 2
(1) 希少鳥獣	1 2
(2) 狩猟鳥獣	1 2
(3) 外来鳥獣等	1 2
(4) 一般鳥獣	1 2
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	1 2
(1) 許可しない場合の基本的考え方	1 2
(2) 許可する場合の基本的考え方	1 2
(3) わなの使用に当たっての許可基準	1 3
(4) 許可に当たっての条件の考え方	1 3
(5) 許可権限の市町村長への委譲	1 3
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	1 3
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	1 3
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	1 4
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	1 4
3 学術研究を目的とする場合	1 4
(1) 学術研究	1 4
(2) 標識調査	1 5
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 5
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	1 5
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	1 6
① 予察表	1 6
② 予察表に係る方針等	1 7
(3) 鳥獣の適正管理の実施	1 7
① 方針	1 7
② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	1 7
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	1 8
① 方針	1 8
② 許可基準	1 9
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	2 1
① 方針	2 1
② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	2 2
③ 指導事項の概要	2 2
5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	2 2
(1) 許可対象者	2 2
(2) 鳥獣の種類・数	2 2
(3) 期間	2 2

(4) 区域	2 2
(5) 方法	2 2
6 その他特別の事由の場合	2 3
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	2 3
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	2 3
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	2 3
(4) 愛玩のための飼養の目的	2 3
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	2 4
(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	2 4
(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	2 4
7 鳥類の飼養登録	2 9
(1) 方針	2 9
(2) 飼養適正化のための指導内容	2 9
8 販売禁止鳥獣等	2 9
(1) 許可の考え方	2 9
(2) 許可の条件	2 9
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	3 0
1 特定猟具使用禁止区域の指定	3 0
(1) 方針	3 0
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	3 0
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	3 1
2 猟区設定のための指導	3 2
(1) 方針	3 2
3 指定猟法禁止区域	3 2
(1) 方針	3 2
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	3 3
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	3 3
2 実施計画の作成に関する方針	3 3
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	3 4
1 基本方針	3 4
2 鳥獣保護対策調査	3 4
(1) 方針	3 4
(2) 鳥獣生息分布調査	3 4
(3) 希少鳥獣等保護調査	3 4
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	3 5

3	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	3 6
4	狩猟対策調査	3 7
(1)	方針	3 7
(2)	狩猟鳥獣生息調査	3 7
(3)	放鳥効果測定調査	3 7
(4)	狩猟実態調査	3 8
5	有害鳥獣対策調査	3 8
(1)	方針	3 8
(2)	調査の概要	3 8
第八	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	3 9
1	鳥獣行政担当職員	3 9
(1)	方針	3 9
(2)	設置計画	3 9
(3)	研修計画	3 9
2	鳥獣保護員	4 0
(1)	方針	4 0
(2)	設置計画	4 0
(3)	年間活動計画	4 0
(4)	研修計画	4 0
3	保護管理の担い手の育成	4 1
(1)	方針	4 1
(2)	研修計画	4 1
(3)	狩猟者の減少防止対策	4 1
4	鳥獣保護センター等の設置	4 1
(1)	方針	4 1
(2)	鳥獣保護センター等の施設計画	4 1
5	取締り	4 2
(1)	方針	4 2
(2)	年間計画	4 2
6	必要な財源の確保	4 2
第九	その他	4 2
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	4 2
2	狩猟の適正管理	4 2
3	傷病鳥獣救護の基本的な対応	4 3
4	安易な餌付けの防止	4 3
(1)	方針	4 3

5	感染症への対応	4 3
6	普及啓発	4 5
(1)	鳥獣の保護管理についての普及等	4 5
①	方針	4 5
②	事業の年間計画	4 5
(2)	野鳥の森等の整備	4 5
(3)	愛鳥モデル校の指定	4 5
①	方針	4 5
②	指定期間	4 5
③	愛鳥モデル校に対する指導内容	4 5
④	指定計画	4 5
(4)	法令の普及徹底	4 6
①	方針	4 6
②	年間計画	4 6

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の指定は、第1次鳥獣保護事業計画から第10次鳥獣保護事業計画において、指定を進めており、特に森林性鳥獣のための鳥獣保護区については十分な必要量を確保したほか、その他の鳥獣保護区についても適正に指定されてきた。

第11次鳥獣保護事業計画の指定方針としては、現在の鳥獣保護区の区域等の見直しを重点的に進めていくこととする。

また、本計画に掲げていないものであっても、鳥獣の保護を早急に図る必要のあるものは、速やかに生息調査を行い、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応し、下記の指定区分ごとの方針に従い、新たな鳥獣保護区の指定又は区域の拡大に積極的に努めるものとする。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積は概ね10,000haごとに1箇所を選定し、その面積が300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

(ア) 天然林

(イ) 林相、地形が変化に富む地域

(ウ) 溪流又は沼沢を含む地域

(エ) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定するよう努めるものとする。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、ねぐら又は休息のための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

イ かつて渡来した鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定するよう努めるものとする。

指定に当たっては、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省によるレッドリストに絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、青森県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定するよう努めるものとする。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既設の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等、効果的な配置に努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	64	53	箇所											
	面積	19,200ha	51,083	変動面積	ha						ha				
大規模生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
集団渡来地	箇所		8	箇所											
	面積		8,952	変動面積	ha						ha				
集団繁殖地	箇所		1	箇所											
	面積		3,520	変動面積	ha						ha				
希少鳥獣生息地	箇所		3	箇所											
	面積		941	変動面積	ha						ha				
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		18	箇所											
	面積		6,896	変動面積	ha						ha				
計	箇所		83	箇所											
	面積		71,392	変動面積	ha						ha				

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画中に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の 増△減*	計画終了時の 鳥獣保護区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
													53
ha						ha							51,083
													0
ha						ha							0
													8
ha						ha							8,952
													1
ha						ha							3,520
													3
ha						ha							941
													0
ha						ha							0
													18
ha						ha							6,896
													83
ha						ha							71,392

* 箇所についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区において、特に鳥獣の保護を図るため必要な地域について特別保護地区の指定を行うものとする。ただし、特別保護地区は、立木の伐採、工作物の設置等について制限が伴うことから、指定に当たっては、県土の保全その他の公益との調整、地域住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に十分配慮するものとする。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、鳥獣保護区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第2表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)							本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	27	6	箇所											
	面積	5,109ha	1,539	変動面積	ha						ha				
大規模生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
集団渡来地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
集団繁殖地	箇所		1	箇所											
	面積		2	変動面積	ha						ha				
希少鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所											
	面積		10	変動面積	ha						ha				
計	箇所		8	箇所											
	面積		1,551	変動面積	ha						ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画中に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**	
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
														6
ha							ha							1,539
														0
ha							ha							0
														0
ha							ha							1
														2
ha							ha							0
														0
ha							ha							0
														0
ha							ha							0
														1
ha							ha							10
														8
ha							ha							1,551

* 箇所についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

3 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数の回復を図るため、休猟区を指定し、狩猟鳥獣の自然増殖を促進するとともに、本県の主な狩猟鳥獣であるキジについては、放鳥によっても増殖を進め、狩猟の永続を図るものとする。また、指定に当たっては 各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するとともに、休猟区1箇所当たりの面積はできる限り1,500ha以上となるよう努めるものとする。

(2) 休猟区指定計画

(第3表)

年 度	休 猟 区 指 定 所 在 地	休 猟 区 名 称	指 定 面 積	指 定期 間	備 考
平成24年度	五所川原市	石田坂	1,319ha	3 年	
	西津軽郡深浦町	板貝	3,330ha	3 年	
	弘前市	土筆森	2,086ha	3 年	
	平川市	善光寺平	2,410ha	3 年	
	南津軽郡大鰐町	十和田山	1,642ha	3 年	
	青森市	田茂木野	2,214ha	3 年	
	青森市	西田沢山	1,500ha	3 年	
	三戸郡田子町	遠瀬	2,513ha	3 年	
計		8箇所	17,014ha		
平成25年度	北津軽郡中泊町	宮野沢	2,647ha	3 年	
	西津軽郡深浦町	風合瀬	2,075ha	3 年	
	黒石市	青荷	2,255ha	3 年	
	平川市	御仮屋嶽	1,600ha	3 年	
	青森市	荒川	2,163ha	3 年	
	東津軽郡平内町	小湊	2,100ha	3 年	
	十和田市	切田	1,800ha	3 年	
	上北郡東北町	浜台	845ha	3 年	
	上北郡横浜町	向平	299ha	3 年	

年 度	休 獵 区 指 定 所 在 地	休 獵 区 名 称	指 定 面 積	指 定期 間	備 考
平成25年度	むつ市	釜臥山	2,550ha	3 年	
	三戸郡階上町	道仏	1,525ha	3 年	
	三戸郡新郷村	小坂	1,154ha	3 年	
計		12箇所	21,013ha		
平成26年度	つがる市	筒木坂	1,455ha	3 年	
	つがる市	西高野山	1,928ha	3 年	
	西津軽郡鱈ヶ沢町	第二松代	1,183ha	3 年	
	弘前市	四兵衛森	2,399ha	3 年	
	平川市	白手山	1,280ha	3 年	
	青森市	高頭森山	1,960ha	3 年	
	東津軽郡蓬田村	阿弥陀川	1,220ha	3 年	
	三沢市	淋代	1,169ha	3 年	
	むつ市	高野川	2,020ha	3 年	
	八戸市・三戸郡五戸町	切谷内	1,924ha	3 年	
	三戸郡三戸町・南部町	泉山	1,488ha	3 年	
計		11箇所	18,026ha		
平成27年度	五所川原市	喜良市	4,006ha	3 年	
	つがる市	森田	1,125ha	3 年	
	南津軽郡大鰐町	島田	1,434ha	3 年	
	中津軽郡西目屋村	川原平	1,965ha	3 年	
	青森市	東岳	2,160ha	3 年	
	東津軽郡外ヶ浜町	大平	2,250ha	3 年	
	上北郡七戸町	野佐掛	1,630ha	3 年	
	上北郡野辺地町	有戸	1,483ha	3 年	

年 度	休 獵 区 指 定 所 在 地	休 獵 区 名 称	指 定 面 積	指 定期 間	備 考
平成27年度	上北郡六ヶ所村	泊	1,993ha	3 年	
	八戸市	市野沢	1,533ha	3 年	
	三戸郡三戸町	三戸	2,151ha	3 年	
計		11箇所	21,730ha		
平成28年度	五所川原市	太田	2,812ha	3 年	
	西津軽郡深浦町	黒崎	2,075ha	3 年	
	弘前市	棺森	2,237ha	3 年	
	平川市	切明	1,420ha	3 年	
	南津軽郡大鰐町	高野新田	1,713ha	3 年	
	青森市	後潟	1,190ha	3 年	
	青森市	孫内	1,720ha	3 年	
	十和田市	大畑野	580ha	3 年	
	上北郡六戸町	折茂	1,952ha	3 年	
	下北郡東通村	蒲野沢	3,000ha	3 年	
	三戸郡五戸町・新郷村	又重	1,450ha	3 年	
	三戸郡南部町	法光寺	1,387ha	3 年	
計		12箇所	21,536ha		
合計		54箇所	99,319ha		

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設置するほか、自然条件を勘案して、それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣等のための環境の維持及び改善に努めるものとする。

(2) 整備計画

①管理施設の設置

(第4表)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚

②利用施設の整備

既指定鳥獣保護区等において、鳥獣の生息環境向上のため、必要のある箇所については、巣箱設置、給餌施設等の整備・改善等を積極的に進めていく。

③調査、巡視等の計画

(第5表)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	2	2	2	2	2
	人数	延べ12人	延べ12人	延べ12人	延べ12人	延べ12人
管理のための調査実施		鳥獣の生息状況調査等				

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

主要な狩猟鳥獣で減少が進んでいるキジの増殖を図るため、養殖業者に対し、人工養殖技術の巡回指導及び講習会の開催等を行うものとする。また、キジについては、放鳥計画に対応する生産量が確保できるよう計画的な生産指導を行うものとする。

(2) 人工増殖計画

(第6表)

年 度	希 少 鳥 獣 等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
平成24年度 ～ 平成28年度			キジ	県内のキジ養殖業者への巡回指導 (近親交配の回避、放鳥方法等)	

2 放鳥獣

(1) 方針

これまでキジ及びヤマドリを増加を図るため、放鳥計画に基づきキジ及びヤマドリの放鳥を行ってきたが、ヤマドリについては、人工繁殖が難しいことから当面見合わせる。キジについては、引き続き、これらの増加を図るため、放鳥を実施するものとする。また、放鳥する場所については、その場所がキジの生息場所であること、その場所の自然環境等を勘案して決定するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第7表)

種類名	放鳥地域	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		種 別	箇所	羽	種 別	箇所	羽	種 別	箇所	羽	種 別	箇所	羽	種 別	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	日令(成鳥)	5	180	日令(成鳥)	6	210	日令(成鳥)	6	240	日令(成鳥)	7	300	日令(成鳥)	7	320
		120日	4	180	120日	3	140	120日	2	105	120日	1	30	120日	0	0
	休 猟 区	日令(成鳥)	5	180	日令(成鳥)	6	210	日令(成鳥)	6	240	日令(成鳥)	7	300	日令(成鳥)	7	320
		120日	4	180	120日	3	140	120日	2	105	120日	1	30	120日	0	0
	計		18	720		18	700		16	690		16	660		14	640

(第8表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他
キ ジ	羽	羽 720	羽	羽	羽 700	羽	羽	羽 690	羽	羽	羽 660	羽	羽	羽 640	羽

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

- (1) 希少鳥獣
県及び国が指定している希少野生鳥獣とし、適切な情報管理の下、生息状況や生息環境の把握に努め、保護対策の充実を図る。
- (2) 狩猟鳥獣
国が定める狩猟鳥獣とし、その生息状況、捕獲状況等の把握に努め、必要に応じ保護管理対策を講じる。
- (3) 外来鳥獣等
農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害捕獲により被害の防止を図る。
- (4) 一般鳥獣
希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の一般鳥獣については、生息数の増減、農林水産業への被害の発生状況などを踏まえ、適切な保護管理対策に努める。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

- (1) 許可しない場合の基本的考え方
次の場合にあつては、許可をしないものとする。
 - ① 捕獲後の処置の計画等に照らし明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
 - ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
 - ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。
 - ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
 - ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用する場合であつて、特定猟具によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- (2) 許可する場合の基本的考え方
有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、学術研究、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整又はその他特別な事由を目的とする場合に許可するものとし、原則として次の目的を対象とする。
 - ① 学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする場合
 - ② 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
 - ③ その他、原則として次の特別な事由を目的とする場合
 - 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
 - 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
 - 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - 4) 愛玩のための飼養の目的
 - 5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請については、以下の基準を満たす場合に許可する。

① 獣類の捕獲を目的とする場合の許可申請の場合（③の場合を除く。）

1) くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

2) とらばさみを使用する方法の場合は、鋸歯が無く、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用する方法の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲又は採取等の許可に当たっては、期間、捕獲区域、捕獲方法、捕獲鳥獣の種類及び数について限定し、捕獲鳥獣の処理方法、捕獲又は採取等に当たっての安全確保、静穏の保持、捕獲場所周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回り等について条件を付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保するため適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

本県においては、昭和56年から有害鳥獣捕獲許可について、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対して迅速に対処するため、市町村長へ権限を委譲している。今後も、引き続き市町村の協力を得ながら、鳥獣保護の観点から指導、助言を行っていく。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲実施に当たっての留意事項等については、第四の4の(4)の①の3)～5)までに準じて取り扱うこととする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、野生鳥獣の鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設し、山野に放置しないものとする。

なお、捕獲物等が鳥獣保護に資する学術研究等に活用できる場合は、積極的に活用するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう、特に、ツキノワグマについては、違法に輸入された個体又は国内で密猟された個体の流通を防止するため目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体である事を明確にさせるものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うこととする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認められる場合には、捕獲又は採取等の実施者に対して、実施した場所、日時、種名、性別、数量等について、情報を求めることとする。(必要に応じて、写真、サンプルの提供を求める。)

特に、傷病鳥獣を保護した際は、上記の捕獲情報を収集し、保護管理の資料として活用するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い希少鳥獣又は地域個体群に係る捕獲又は採取等の許可については、慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲又は採取等が必要となる場合には、生息数の調査等実施の上、適正な捕獲が行われるよう配慮するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷等を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種については、殺傷等を伴う捕獲方法ではないこと。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。
なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報公開に努めること。

(2) 標識調査

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2，000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1，000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、わな、網又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているもの又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行うこととし、捕獲の実施に当たっては、関係機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めることとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成
①予察表

(第9表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カラス類	稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、雑穀	←														弘前市、黒石市、西目屋村、八戸市、五戸町、南部町、板柳町、鶴田町、十和田市、東北町、鱒ヶ沢町、深浦町	農林作物被害
カモ類	稲、雑穀、畑作物	←														今別町、弘前市、田舎館村、鶴田町、鱒ヶ沢町、深浦町、南部町、東北町、東通村	農林作物被害
ムクドリ	果樹、野菜			←												西目屋村、田舎館村、板柳町、南部町	農林作物被害
スズメ	稲、雑穀、果樹	←														深浦町、南部町、田舎館村	農林作物被害
ヒヨドリ	果樹、野菜			←												田舎館村、南部町、板柳町	農林作物被害
ハト類	稲、野菜、飼料作物、豆類	←														弘前市、東北町	農林作物被害
トビ	航空機	←														青森市、八戸市	航空機航行被害
ニホンザル	稲、いも類、果樹、野菜、豆類、雑穀等	←														外ヶ浜町、今別町、弘前市、西目屋村、大鱒町、五所川原市、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、鱒ヶ沢町、深浦町	農林作物被害
ツキノワグマ	飼料作物、稲、いも類、果樹、野菜、豆類、雑穀、造林木(樹皮等)	←														青森市、平内町、弘前市、黒石市、西目屋村、大鱒町、平川市、三戸町、五戸町、南部町、田子町、新郷村、十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、鱒ヶ沢町、深浦町	農林作物被害及び人畜被害

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
ニホンカモシカ	稲、いも類、野菜、豆類、雑穀、造林木（新芽等）	←															むつ市、大間町、風間浦村、佐井村	農林作物被害
ノウサギ	野菜、果樹、造林木（新芽等）	←															弘前市、黒石市、平川市、田舎館村、藤崎町、西目屋村、東北町、深浦町	農林作物被害
アライグマ	野菜、果樹		←														弘前市、鶴田町	農林作物被害

②予察表に係る方針等

予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、予察表に基づき、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ行うものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対処するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

農林作物等への被害、生活環境若しくは生態系へ影響を及ぼし、又はそのおそれのある鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的及び効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策を講じるよう努めるものとする。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第10表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ツキノワグマ ニホンザル	平成24年度 ～ 平成28年度	鳥獣の生息状況調査、被害の実態調査及び有害鳥獣捕獲の実績等をもとに、鳥獣の適正な管理方法を検討し、管理計画の策定を行い、研究者、市町村及び狩猟者団体等の協力を受けて、管理実施体制の整備、実施に際してのモニタリング体制の整備等を図る。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

- 1) 有害鳥獣の捕獲は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、被害の実態に即応した適正な実施に努めることとし、生息数の少ない種の鳥獣保護区など生態系の保護を図ることが必要な地域の捕獲許可については、特に慎重に取り扱うこととする。
- 2) 有害鳥獣捕獲を迅速に実施するために、昭和56年からその捕獲許可に係る知事の権限の一部を市町村長に委譲しており、法律、規則、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に従って適切に事務が遂行されるとともに、青森県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村長に対して助言するものとする。
- 3) 捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、また、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。
また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、捕獲が適正に実施されるよう対処するものとする。
なお、許可を受けた者が使用する捕獲用具（銃器を除く。）には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行うよう指導するものとする。
- 4) 捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。また、捕獲物は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合には努めてこれを利用するよう指導するものとする。なお、捕獲した個体（狩猟鳥獣を除く。）を生きのまま譲渡しようとする場合は、飼養許可の手続をするよう指導するものとする。
また、捕獲物は、違法な捕獲物と誤認されないようにする。特に、クマ類については、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。
- 5) 捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせるものとする。
また、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。
- 6) 外来鳥獣等による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあっては、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
ただし、次の場合にあっては、許可をしないものとする。
ア 捕獲後の処置に照らし明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合。
イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域における当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。
ウ 鳥獣の生産基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。
エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用する場合であって、特定猟具によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

② 許可基準

1) 許可対象者

許可対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 国及び地方公共団体

イ 環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）

ウ 被害等を受けた者

エ 被害等を受けた者から依頼された者

2) 捕獲従事者

捕獲従事者は、次のすべてに該当する者とする。

ア 原則として被害市町村に住所を有し、かつ、有害鳥獣捕獲を実施した経験者を構成員とする団体（以下「狩猟者団体」という。）の長から推薦された者であること。

ただし、被害市町村内に適任者がいない場合は、隣接する市町村に住所を有する者で、その所属する狩猟者団体の長から推薦されたものであること。

イ 銃器を使用して捕獲する場合は、申請前1年以内に狩猟者登録を受けた者であって、原則として有害鳥獣捕獲に携わる1年以内に所属狩猟者団体が実施した射撃訓練に参加したものであること。

ただし、空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。

ウ 網猟、わな猟の猟具を使用して捕獲する場合（カラス類を捕獲する場合を除く。）は、申請前1年以内に網猟、わな猟の狩猟者登録を受けた者であること。

ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は許可することができるものとする。

(ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてシカ等その他の鳥獣を捕獲する場合

エ 国、地方公共団体及び環境大臣が定めた法人が、捕獲檻を使用してカラスを捕獲する場合の捕獲従事者は、ア、イ及びウの規定にかかわらず、県が実施する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する講習会を受講した者及び同講習会に準じた技能及び知識について、県の指導を受けた職員とする。

オ 国、地方公共団体及び環境大臣が定めた法人が、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、国、地方公共団体及び環境大臣が定めた法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこととする。

3) 鳥獣の種類・数

ア 捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。

イ 鳥類の卵の採取は、次の場合に許可する。

(ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲することが困難である場合

(イ) 建築物等の汚染を防止するため、巣を除去する必要がある場合

ウ 捕獲数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）とする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

4) 捕獲期間

ア 捕獲期間は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる期間とする。

ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

イ 捕獲対象以外の鳥類の繁殖期は避けること。

ウ 狩猟期間中及びその前後15日間内の捕獲は避けること。ただし、人畜に対する危害防止等必要やむを得ない場合は、この限りでない。

エ 捕獲実施区域

捕獲を実施する区域は、被害等が発生している区域及び被害等の発生するおそれのある必要最小限の区域とする。

オ 捕獲方法

(ア) 捕獲の方法は、原則として法第36条で禁止されている捕獲手段を除き、従来捕獲実績を考慮した最も効果のある、かつ、安全性の高い方法とすること。

(イ) 網猟、わな猟の猟具等を使用してカラス類を捕獲する場合にあつては、カラス類以外の鳥獣等を捕獲するおそれが少なく、かつ、これらの鳥獣等が殺傷又は損傷するおそれがない方法とすること。

(ウ) わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。

a 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（cの場合を除く）

(a) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締め付け防止金具を装着したものであること。

(b) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

c クマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(エ) 収穫前の野菜、果物の被害防止に係る有害捕獲を実施する場合において、スチール弾の使用を申請しようとする時は、予め申請者、従事者間でスチール弾使用について十分に協議させるものとする。

カ 鳥獣の種類別許可基準等

(第11表)

許可権者	鳥 獣 名	許 可 基 準							被害農林水産物等	備 考
		方 法	区 域	時 期	日 数	一人当り 捕獲羽(頭)数	許可対象者	留 意 事 項		
市 町 村 長	カラス類	銃器・わな	県内一円	4月～3月	60日以内	その都度定める	(4)②1)に該当するもの	腕章貸与、標識設置	稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、雑穀	農林作物被害
	カモ類	銃器	〃	5月～10月	30日以内	〃	〃	腕章貸与	稲、雑穀、畑作物	農林作物被害
	ムクドリ	銃器	〃	6月～10月	〃	〃	〃	〃	果樹、野菜	農林作物被害
	スズメ	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	〃	稲、雑穀、果樹	農林作物被害
	ハト類	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	〃	稲、野菜、飼料作物、豆類	農林作物被害
	ツキノワグマ	銃器・わな	〃	4月～11月	〃	〃	〃	腕章貸与、標識設置	飼料作物、稲、いも類、果樹、野菜、豆類、雑穀、造林木(樹皮等)	農林作物被害及び人畜被害
	ノウサギ	銃器・わな	〃	4月～3月	60日以内	〃	〃	〃	野菜、果樹、造林木(新芽等)	農林作物被害
	ニホンザル (下北地域除く)	銃器・わな	〃	5月～11月	〃	〃	〃	〃	稲、いも類、果樹、野菜、豆類、雑穀等	農林作物被害
	アライグマ	銃器・わな	〃	5月～11月	90日以内	〃	〃	〃	野菜、果樹	農林作物被害
ニホンジカ	銃器・わな	〃	4月～3月	〃	〃	〃	〃	野菜、造林木(樹皮等)	農林作物被害	
知 事	市町村長の権限を除く種	最も効果のある、かつ安全性の高い方法	県内一円	必要と認める時期	必要最小限の日数	その都度定める	(4)②1)に該当するもの	腕章貸与、標識設置		

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

農林水産物等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速、かつ、適切に対応するためにも、県は関係機関と鳥獣被害対策連絡協議会を設置するとともに、特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第12表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
カラス類、カモ類 ムクドリ、スズメ ハト類、ツキノワグマ ノウサギ、ニホンザル アライグマ	被 害 発 生 市 町 村	

③ 指導事項の概要

- 1) 有害鳥獣捕獲は班を編成して行うものとし、その編成員は、所属する狩猟者団体の長が推薦する捕獲技術の優れた者、捕獲のために出動の可能な者で、捕獲を実施するために必要最小限の人数として概ね20名以内であること。
- 2) 班には班を代表し、編成員を統括する代表者（班長、副班長）を置くこと。
- 3) 班は狩猟者団体の支部又は市町村単位に編成するが、被害の激甚な区域については、その区域ごとにあらかじめ班を編成し、緊急捕獲時の指揮命令系統等を定めておくこと。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網又はわな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

(2) 鳥獣の種類・数

特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

(3) 期間

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。狩猟期間中については一般の狩猟と、また、狩猟期間前後については狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。

(4) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。

(5) 方法

原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りではない。空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させたままより逃す危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。

6 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

- ① 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- ① 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
必要と認められる区域。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。
- ③ 期間
6ヶ月以内。
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(4) 愛玩のための飼養の目的

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対して自然とふれあう機会を設ける必要がある等）がある場合に限る。また、この場合においても原則として次の基準によるものとする。

なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で検討することとする。

- ① 許可対象者

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。

- ② 鳥獣の種類・数
メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。
 - ③ 期間
繁殖期間中は認めない。
 - ④ 区域
原則として、住所地と同一市町村内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。
 - ③ 期間
6ヶ月以内。
 - ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
網、わな又は手捕。
- (6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
 - ② 鳥獣の種類・数
必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
 - ③ 期間
30日以内。
 - ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
学術研究	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類	必要最小限の数（羽、頭、個）	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域（銃）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 ①法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。 ②殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	
標識調査	知事	国の鳥獣行政事務担当職員又は国より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。		1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、わな、網又は手捕とする。	

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準						備考
		許 可 対 象 者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	知事	原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟又は第二種銃猟免許所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟、わな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。	特定鳥獣保護管理計画の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）。	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。狩猟期間中については一般の狩猟と、また、狩猟期間前後については狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。	原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させたままとり逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。		

捕獲の目的	許可権者	許可基準							備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
鳥獣保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）	必要と認められる種類	必要と認められる数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
傷病により保護を要する鳥獣の保護	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要最小限の種類	必要最小限の数（羽、頭、個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類	必要最小限の数（羽、頭、個）	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
愛玩のための飼養	知事	自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者	メジロに限る。	許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。	繁殖期間中は認めない。	原則として、住所地と同一市町村内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域は除く。）	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。		

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準							備考	
		許 可 対 象 者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項		
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工繁殖が可能と認められる種類	必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕			
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限の種類	必要最小限の数（羽、頭、個）	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。			
前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護等の公益に資すると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。								

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法飼養を防止するため、鳥獣保護思想の普及啓発、飼養状況の実態把握及び販売店等の指導に努め飼養の適正化を図るものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 広報等による野鳥保護思想及び飼養制度の普及啓発
- ② 県職員、市町村職員及び鳥獣保護員による巡回指導
- ③ 以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行う。
 - 1) 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
 - 2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
 - 3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合についてのみ行うものとする。
 - 4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

現在指定されている区域は、主に市街地に近い、鳥獣の生息している地域で、銃猟による危険等の未然防止のため、市町村から要望のあった地域を指定している。第11次鳥獣保護事業計画の計画期間中においても、危険防止の観点から、市街地その他住宅が集合している地域について必要に応じて指定していくものとする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第13表)

		既指定特定 猟具使用禁止 区域(A)		本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域					
				24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(B)	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	62	箇所	1	1				2						
	面積	26,846 ha	変動面積	ha 90	104				194						
わな猟に伴う危険を予防するため区域	箇所	0	箇所												
	面積	0 ha	変動面積												

		本計画期間に区域縮小する 特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了 により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間 中の増減 (減：△)*	計画終了時の 特定猟具使用 禁止区域**	
		24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(D)	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(E)			
銃猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所														0	64
	面積														0	ha 27,040
わな猟に伴う危険を 予防するため区域	箇所														0	0
	面積														0	0

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第14表)

銃 猟 に 伴 う 危 険 を 予 防 す る た め の 区 域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁 止区域名称 (特定猟具名)	指 定 面 積	指 定 期 間	備 考
平成24年度	北津軽郡中泊町	大沢内(銃)	15 ha	平成24年11月1日～平成34年10月31日	再 指 定
	黒石市	浅瀬石川(銃)	17 ha		
	三沢市	三沢(銃)	1,096 ha		
	上北郡おいらせ町	百石(銃)	188 ha		
	上北郡おいらせ町	後谷地(銃)	722 ha		
	上北郡六戸町	六戸(銃)	567 ha		
	上北郡七戸町	鍛冶淋(銃)	276 ha		
	むつ市	高橋川(銃)	43 ha		
	八戸市	八戸港(銃)	725 ha		
	八戸市	松館(銃)	598 ha		
	三戸郡三戸町	三戸(銃)	147 ha		
	三戸郡階上町	蒼前(銃)	630 ha		
	上北郡七戸町	荒熊内(銃)	90 ha		
	計	13 箇所	5,114 ha		
平成25年度 計	十和田市	大沢田(銃)	104 ha	平成25年11月1日～平成35年10月31日	新 規
		1 箇所	104 ha		
平成26年度 計	十和田市	大不動(銃)	257 ha	平成26年11月1日～平成36年10月31日	再 指 定
	十和田市	里ノ沢(銃)	384 ha		
	上北郡七戸町	大池(銃)	200 ha		
	計	3 箇所	841 ha		

銃 猟 に 伴 う 危 険 を 予 防 す る た め の 区 域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁 止区域名称 (特定猟具名)	指 定 面 積	指 定 期 間	備 考
平成27年度 計	上北郡七戸町 八戸市	尾山頭(銃)	302 ha	平成27年11月1日～平成37年10月31日	再 指 定
		櫛引(銃)	170 ha		
		2 箇所	472 ha		
平成28年度 計	十和田市 三沢市 むつ市	松陽(銃)	380 ha	平成28年11月1日～平成38年10月31日	再 指 定
		三沢南部(銃)	1,184 ha		
		田名部(銃)	605 ha		
		3 箇所	2,169 ha		
計		2 2 箇所	8,700 ha		

2 猟区設定のための指導

(1) 方針

今後、「管理された狩猟」としての猟区の設定が必要であるかどうか、市町村、森林組合及び狩猟者団体等との連携を図りながら、現状分析や意見集約を行い、検討するものとする。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。なお、現在鉛弾規制地域として指定している区域については、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域として指定を進めていくものとする。また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の増加や分布域の拡大により農業被害等が拡大し、地域住民との間であつれきが生じている地域個体群について、科学的知見を踏まえつつ、専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りながら保護管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずる。

なお、本計画期間において、「第3次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）」に基づき対策を進めていく。

(第15表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	地域個体群の安定的な保護と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を構築する。	ニホンザル	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日	むつ市及び下北郡	

2 実施計画の作成に関する方針

- ・実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針
- ・計画作成年度、計画作成の目的、対象鳥獣の種類、計画の期間、対象区域

(第16表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
特定鳥獣保護管理計画期間の各年度	地域個体群の安定的な保護と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を構築する。	ニホンザル	各年度	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づく鳥獣の保護管理を推進するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査、資料収集を行うとともに、絶滅のおそれのある白神山地周辺のイヌワシ、天然記念物に指定されている下北半島のニホンザル等の生息調査等を関係機関の研究者等の協力を得て実施するものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する主要な鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、効果的な鳥獣保護対策を実施するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

① 調査の概要

県内に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）であって、鳥獣保護対策及び被害対策上重要な種について、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等により、生息分布、出現の季節及び生態等を把握し、これに基づき鳥獣生息分布図を作成する。

② 鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類

青森県版レッドデータブック記載種の鳥獣のうち鳥獣保護対策及び被害対策上重要な種とする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

① 調査の概要

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、文化財保護法及び県の鳥等に指定されている鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を調査し、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、適切な保護対策を検討するものとする。

② 調査計画

(第17表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ニホンザル	24～28	保護管理対策のための生息数の把握、現地調査及び既存資料収集	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、弘前市、西目屋村	4月～3月
ツキノワグマ	24～28	現地調査及び既存資料収集	むつ市及び下北郡	10月～3月
ハクチョウ	24～28	生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	むつ市、平内町、藤崎町	10月～3月

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

① 調査の概要

県内全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態状況を全国一斉調査に併せて調査する。

また、必要がある場合は、渡り鳥の生息上重要な湿地（湖沼、海岸等）については、9月から翌年5月までの間の必要な月ごとに渡来状況を調査するものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。

(第18表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
東北町(小川原湖) 六ヶ所村(高瀬川) むつ市(大湊湾) 平内町(小湊浅所) 青森市(原別海岸) 藤崎町(平川) 鶴田町(廻堰溜池) つがる市(狄ヶ館溜池) 弘前市(砂沢溜池)	24～28	生息状況調査、生息環境調査	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

① 指定・管理調査

鳥獣保護区等の適正な指定・管理の方針を検討するため、既指定鳥獣保護区及び新規指定候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

② 指定効果測定調査

鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するため、これらの指定地域内に設けた調査地と隣接する可猟地域内に設けた調査地との鳥獣の生息密度の比較調査を行う。

(第19表)

対象保護区等の名称		調査年度	調査の種類・方法	備 考
鳥 獣 保 護 区	間木	24	生息状況及び環境調査 標準地法 2人×4回=8人	オオハクチョウ、カモ類
	平川・浅瀬石川	25		オオハクチョウ
	大湊	26		オオハクチョウ
休 猟 区	石田坂	24	生息状況及び環境調査 標準地法 2人×4回=8人	キジ、ヤマドリ、ノウサギ、キツネ
	青荷	25		
	高頭森山	26		
	野佐掛	27		
	又重	28		

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣について生息分布、生息数の増減傾向等の生息状況調査を実施する。また、狩猟の永続を図るためにキジの放鳥効果調査及び狩猟者の狩猟実態調査等を実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

① 調査の概要

ツキノワグマ、キジ及びヤマドリについて、その行動域、生息環境、生息数とその増減傾向及び年齢構成等生息状況を把握して適切な狩猟対策の確立を図るものとする。

② 調査計画

(第20表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
ツキノワグマ キジ・ヤマドリ	24～28	狩猟による捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲情報を重点的に収集し、解析する。	

(3) 放鳥効果測定調査

① 調査の概要

キジの永続を図るため、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥するキジの標識調査を実施し、定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行い、放鳥事業の効果を把握する。

② 調査計画

(第21表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調 査 方 法	備 考
			標識の種類	装着数		
キジ	24	720 羽	足 環	720 個	標識の装着、回収による	
	25	700 羽		700 個		
	26	690 羽		690 個		
	27	660 羽		660 個		
	28	640 羽		640 個		

(4) 狩猟実態調査

① 調査の概要

狩猟者の狩猟期間中の出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する意識等について、主として狩猟者団体等からの聞き取りにより調査し、狩猟の実態を把握する。

② 調査計画

(第22表)

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カモ類	24～28	①狩猟期間中の狩猟日数 ②狩猟鳥獣の増加傾向に関する意識 ③狩猟者1人1日当たりの狩猟面積 ④狩猟回数 ⑤捕獲場所 ⑥捕獲鳥獣の種類別数量 ⑦捕獲鳥獣の利用方法 ⑧販売される捕獲鳥獣の販売ルート ⑨狩猟事故発生件数	狩猟団体等への聞き取り調査 (調査対象人員250人)	

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農林作物等に被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生理、生態、個体群動態等と被害発生との関連を明らかにする調査を実施する。

(2) 調査の概要

(第23表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カラス類 カモ類 ムクドリ スズメ ハト類 ニホンザル ツキノワグマ ニホンカモシカ ノウサギ	24～28	①被害状況 ②生息分布 ③生息密度 ④行動圏 ⑤食性 ⑥繁殖状況 ⑦生息環境 ⑧被害対策技術	既存資料及び聞き取り	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護区の指定、存続期間の更新、特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣の生息状況に関する各種調査、鳥獣保護センターの運営、鳥獣保護区指定に伴う農林業等の振興及び利害関係人との調整、法令違反の取締り、事故防止の普及指導、地域開発計画と鳥獣保護との調整等の鳥獣保護事業を適正に実施するものとする。また、効果的な行政運営を確保するため、担当職員の専門知識の向上を図るものとする。

(2) 設置計画

(第24表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 環境生活部自然保護課	2	1	3	2	1	3	企画立案、地域県民局及び関係団体の指導、各種調査の実施等
出 先							狩猟免許の更新の実施、狩猟者登録証の交付、狩猟取締指導、 鳥獣保護普及啓発等
東青地域県民局地域農林水産部		2	2		2	2	
中南地域県民局地域農林水産部		2	2		2	2	
三八地域県民局地域農林水産部		2	2		2	2	
西北地域県民局地域農林水産部		2	2		2	2	
上北地域県民局地域農林水産部		2	2		2	2	
下北地域県民局地域農林水産部		2	2		2	2	

(3) 研修計画

(第25表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内容・目的	備 考
野生生物保護研修 担当職員研修	国 県	5月～6月	1回	全国	2名	鳥獣の保護管理と狩猟制度、鳥獣の生態と保護ほか 鳥獣保護行政、農林被害対策と鳥獣保護ほか	
		5月	1回	全県	10名		

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣保護又は狩猟制度についての経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護区の数、狩猟免許者数、担当区域の面積等を勘案して配置し、鳥獣保護事業の効果的な運営に資するものとする。

(2) 設置計画

(第26表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画						
	人数(B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)
56人	56人	100%	人	人	人	人	人	56人	100%

(3) 年間活動計画

(第27表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①鳥獣保護事業の実施に関する事務の補助 ②鳥獣保護区、休猟区、店舗等立入検査 ③狩猟関係法令の違反防止指導及び普及	←												→	1人当たりの勤務日数は、 年間32日とする。
	←												→	
								←					→	

(4) 研修計画

(第28表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内容・目的	備 考
鳥獣保護研修	出先機関	4月	1回	地域県民局	56名	鳥獣保護事業を適正に運営するため、鳥獣保護員の資質の向上を図る。 ①鳥獣関係法令 ②保護思想の普及方法 ③鳥獣判別 ④有害鳥獣捕獲に関すること ⑤指導取締り	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い鳥獣の保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲などの活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第29表)

名 称	主 催	時 期	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
狩猟者講習会 講師研修会	自然保護課	6月	全県	26名	鳥獣の保護管理の担い手としての狩猟者を育成するため、狩猟免許の更新のための講習会及び狩猟者団体が狩猟初心者に対して行う講習会の講師について、次に掲げる内容の研修を行う。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣判別 ③猟具の取扱い ④狩猟のマナー	

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害鳥獣の捕獲の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を詳細に把握するものとする。

また、それを踏まえ、必要に応じて、有害鳥獣の捕獲の実施に支障が生じないよう狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

傷病鳥獣の保護等鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、昭和60年度に保護収容施設を設置しているが、引き続き当該施設による傷病鳥獣の保護収容を行うとともに、資料収集、資料室等の整備についても検討し、鳥獣保護思想の普及に努めるものとする。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第30表)

名 称	整備年度	設備の所在地	面 積	施設の概要	利用の方針	備 考
青森県鳥獣保護センター	24～28	平内町	2,835㎡	管理及び救護舎1棟 放飼場、遊水池	傷病鳥獣の保護収容、治療等及び 鳥獣保護思想の普及啓発	

5 取締り

(1) 方針

狩猟の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施するものとする。また、各地域県民局職員及び鳥獣保護員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体との連携、協力を努めるものとする。

(2) 年間計画

(第31表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の違法捕獲	←		→											
飼養、販売の違反	←			→										
期間外狩猟、非狩猟鳥獣の捕獲								←						→
日出前、日没後の狩猟								←						→
保護鳥獣の捕獲、矢先の不確認								←						→
制限区域の狩猟、登録証の不携帯								←						→
加工品店の指導取締										←				→

6 必要な財源の確保

平成16年度の地方税法の改正により鳥獣保護事業の財源として狩猟税（目的税）が創設されたが、その趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づく鳥獣保護事業の効果的・効率的な実施に努める。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県においても全国と同様に、中、大型哺乳類であるニホンザルやツキノワグマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物への被害が深刻化し、地域住民とのあつれきが生じている。

また、オオセッカやイヌワシ等希少な鳥獣の保護対策も重要性が増しており、特に平成17年度、本県で初めてラムサール条約湿地に登録された「仏沼」に生息する希少種オオセッカの保護、湿地の保全と活用について、地元市町村等と連携し進めていく。

これら野生鳥獣の適切な保護管理を推進するとともに、人と野生鳥獣が棲み分けできるような環境を目指し保護対策を図る。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、狩猟区域、狩猟期間等、狩猟に係る法律に準じて指導、管理を実施し、狩猟者自身の安全のみならず、狩猟する地域における違反、事故の防止に努める。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心に、各地域の保護収容施設を活用しながら機動的に保護収容及び介護を行うこととし、油汚染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備え、関係機関との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努めるものとする。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図るものとする。

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意するものとする。

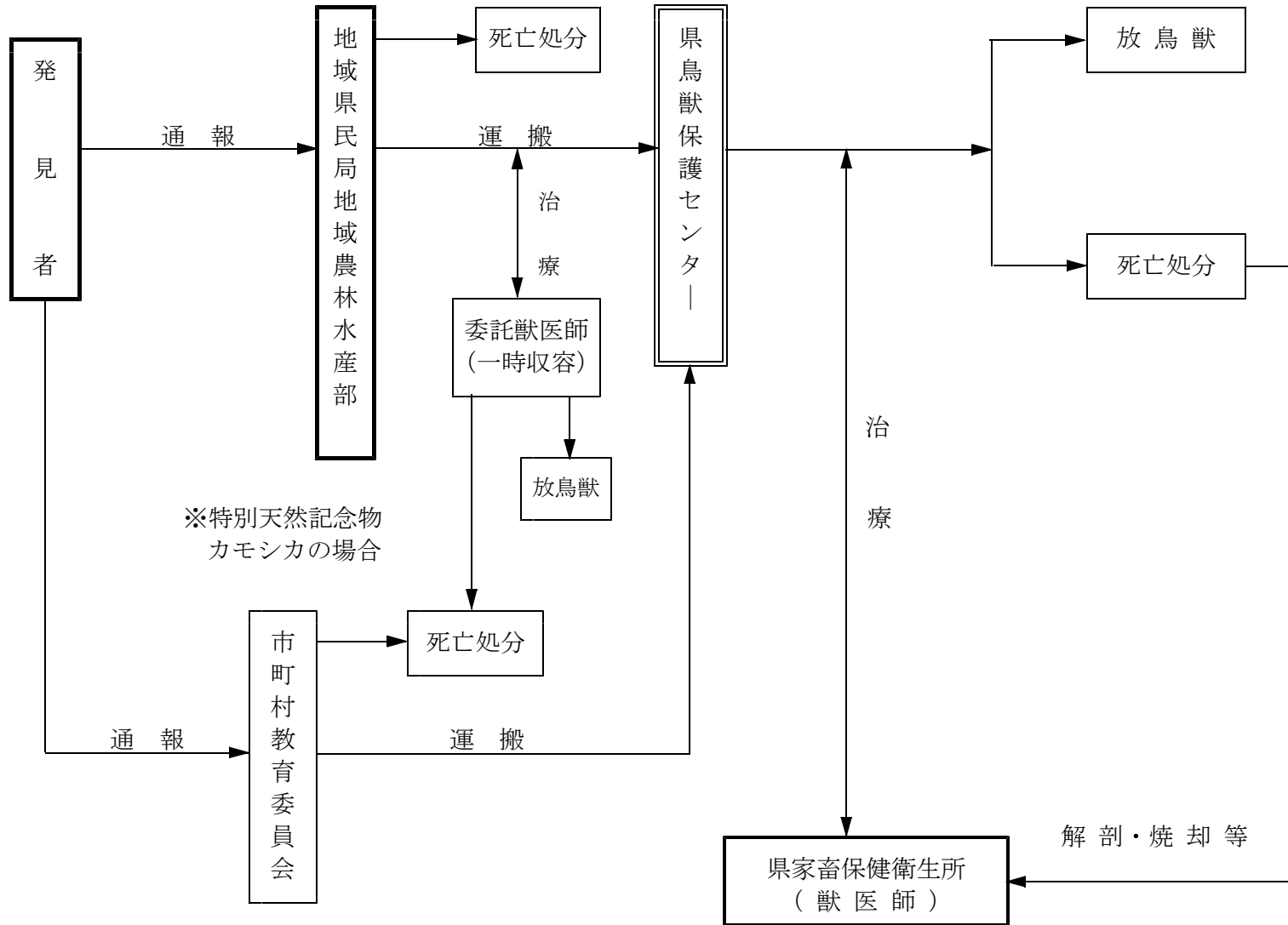
- 1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。
- 2) 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながることを防ぐため、観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付け防止を図る。
- 3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

5 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。

高病原性インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル(平成23年10月青森県)」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等について、住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

傷病鳥獣保護フローチャート



6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

① 方針

鳥獣保護の成果を挙げるためには、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であり、市町村や関係民間団体との連携・協力のもとに、探鳥会や講演会などの鳥獣保護思想の普及啓発を目的とした事業の実施を行い、また、傷病鳥獣の保護救護活動を通じて一般県民の鳥獣保護活動への参加の促進に努めるものとする。

②事業の年間計画

鳥獣保護思想の普及のため、毎年5月に行われる愛鳥週間にあわせて、(財)鳥類保護連盟主催の愛鳥週間用ポスター原画コンクールに県内小、中、高等学校に呼びかけて出品している。

本計画期間においても、継続して実施し、鳥獣保護思想の普及を図る。

(2) 野鳥の森等の整備

鳥獣保護思想の普及啓発のため設置した野鳥の森は、県民が親しく鳥獣に接する喜びを体得することができる施設として引き続き設置し、整備することとする。

(第32表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備 考
梵珠山野鳥の森 (自然ふれあいセンター)	24～28	青森市	196ha	センター1棟 駐車場 森林 194ha	野鳥観察施設	県民が野鳥を観察できるよう施設を改良し、鳥獣保護思想の普及を図る。	

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

小、中、高等学校等児童生徒の鳥獣保護思想の高揚を図るため、県教育委員会と協議して愛鳥モデル校を指定するものとする。

② 指定期間

5年間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥類に関する図書、ビデオ等を貸与するとともに、探鳥会の開催等を行う。

④ 指定計画

(第33表)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備 考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小 学 校	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
中 学 校	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1	
その他の学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	

